

# あかあか

- 2面 新しい電子公証制度が始まりました
- 3面 犯罪や非行をした人たちの就労支援に取り組んでいます
- 4面 登記事項証明書等の請求に必要な手数料が引き下げられました



## 2007 April Vol.18

法務省大臣官房  
秘書課広報室  
Tel:03-3580-4111(代)

●法務省の詳しい情報は下記のホームページをご覧ください。  
<http://www.moj.go.jp/>

# かいけつサポート

## 法務大臣による裁判外紛争解決手続の認証制度

### 裁判外紛争解決手続とは

さいばんがいふんそうかいけつつづき  
裁判外紛争解決手続とは、法的なトラブルについて裁判以外の方法で解決を図る方法一般を指す言葉です。主なものとして仲裁、調停、あっせんなどがあります。英語では「Alternative Dispute Resolution」(直訳すると代替的な紛争解決手段)といひ、頭文字をとって「ADR」とも呼ばれます。

近年、社会が複雑になるに連れて、様々なトラブルが生ずるようになり、トラブルの内容や当事者の事情に応じたいろいろな解決方法が求められるようになっていきます。このようなことから、裁判の充実に加えて、トラブルの実情に合った解決に導くものとして、裁判以外の様々な解決方法が提供されるようになることが望まれています。そこで、司法制度改革の一環として、平成16年に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(以下「法律」といいます。)が制定され、本年4月から施行されました。

裁判外紛争解決手続の特長として、

- ① プライバシー等に配慮し、手続の状況や内容を公開せずに解決を図ることができる
- ② トラブルの実情に即して、あるいは当事者の事情を踏まえて柔軟な解決を図ったり、簡易迅速に手続を進めたりす

### 3 トラブルの分野に応じた専門家の知識経験を活かしたきめ細やかな解決を図ることができる

といったことが挙げられます。

### 法務大臣の認証

裁判外紛争解決手続のうち、調停、あっせん等(中立公正な第三者が当事者の間に入り、話し合いによってトラブル解決の合意を目指す手続です。)の業務を行う民間団体等は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができます。

認証は、このような民間団体等からの申請に基づき、その業務が法律の定める基準・要件を満たしているかどうかを審査し、満たしている場合に行われます(当然のことですが、暴力団員等が関与するものは認証されません)。

### 身近なサービスとして理解いただくために

認証を受けたトラブル解決の手続を広く利用していただくため、認証制度の周知広報活動に

## 認証紛争解決手続の「愛称」と「ロゴマーク」



認証紛争解決サービス

◆「かいけつサポート」は、トラブルの「かいけつ」を「サポート」するサービスであることを分かりやすく表す愛称です。

◆ロゴマークは、トラブルが解決して当事者がお互いに握手する様子と、解決に導いた調停人が微笑んでいる様子を表しています。握手部分の「緑色」は円満解決を、調停人部分の「青色」は公正中立さを象徴しています。

力を入れたいと考えています。同時に、認証を受けたトラブル解決の手続が国民の皆さんにとって身近な存在となるよう、左欄にあるとおり、「かいけつサポート」という愛称をつけ、そのロゴマークも決めました。

※「かいけつサポート」が登場し、活躍するようになるのは、7月ごろと見込んでいます。

### どのようなトラブルを解決するのか

かいけつサポートは、当事者が話し合いによって解決することができない民事のトラブルを取り扱います。例えば、金銭の貸し借りをめぐるトラブル、購入した商品の不具合をめぐるト

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律が4月1日から施行されました。この法律では、裁判以外の手段で、法的なトラブルを話し合いによって解決を図る民間のサービス(業務)について、法律の定める基準等を満たしたものを法務大臣が認証する制度を定めています。以下、この認証制度を中心に説明します。

「かいけつサポート」を利用するために  
法務大臣の認証を受けた「かいけつサポート」に関する情報は、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)で公表されます。公表される内容は、「かいけつサポート」を行う民間団体等の名称や住所、電話番号といったものだけでなく、取り

ブル、近隣の騒音をめぐるトラブル、土地の所有権の範囲に関するトラブルなどです。これらのトラブルを裁判ではない方法で解決したいとお考えの方には、「かいけつサポート」の利用を検討されることをお勧めします。

「かいけつサポート」では、調停人やあっせん人が中立な立場で当事者の間に入り、その言い分を聞きながら、トラブル解決の合意を目指して公正に手続を進めていきます。

取り扱うトラブルの種類は、それぞれの「かいけつサポート」が定めていますので、利用する場合には自分の抱えるトラブルを取り扱ってくれるかどうかの確認が必要です。

※ かいけつサポートを利用しても、トラブル解決についての合意ができなければ、トラブルの解決には至りません。解決しないトラブルは、他の方法(裁判や他の裁判外紛争解決手続)で解決していくこととなります。

### 豆知識

トラブルを解決したいとお考えのときに、次の事項を整理しておく、その後の手続がスムーズに進みます。

- ① トラブルの相手方は誰か
- ② どのような内容のトラブルか
- ③ 相手方に何を求めるのか

も、「かいけつサポート」にトラブルの解決を頼んでみよかなとお考えの際は、法務省ホームページで公表している「かいけつサポート」を行う民間団体等に連絡をしてみてください。手続について詳しい説明を受けることができ、十分検討した上で、これを利用するかどうかを決められます。

※ 法務省で、「かいけつサポート」を行う民間団体等の紹介はしていませんので、ご注意ください。

## スタート



扱うトラブルの種類、トラブル解決の依頼の仕方や手続の進め方、必要となる費用なども含まれます。

これらの情報をご覧いただくことにより、様々なかいけつサポートを比較検討し、トラブルを解決するために最も適しているものを選ぶことができるようになります。

# 平成19年4月1日、新しい電子公証制度が始まりました!!



## 公証制度ってなに?

個人や会社などの間で文書を作成することは日常的に行われていますが、特に契約書などの重要な文書については、誰がいつ、どんな内容で作成したかが後で争いになることも少なくありません。こうした紛争を予防するためには、契約書などの文書の作成に公の機関が関与して、作成者や作成時期、文書の内容などについて証明することが極めて有効です。この公の機関が証明をする制度が公証制度であり、公証に関する事務は公証人役場で公証人が取り扱っています。

## 公証人役場では、何をしてくれるの?



公証人役場で取り扱う主な事務は、次のとおりです。

### ① 公正証書の作成

公正証書とは、個人や会社などの囑託により、公証人がその権限に基づいて作成する文書のことです。

公正証書で契約や遺言などをすると、公務員である公証人がその権限に基づいて作成した文書ですから、契約の当事者や遺言者の意思に基づいて作成されたことが証明されることとなります。

### ② 認証

認証とは、一般に、ある行為又は文書が正当な手続や方式に従っていることを公の機関が証

明することをいいます。公証人が行う認証は、次のとおりです。

### (署名・押印の認証)

契約書や会社の定款等、個人や会社などの署名又は記名押印のある文書(私署証書といいますが、公証人の面前で、文書に署名・押印した事実や、文書上の署名・押印が自分の意思に基づくことを認めた事実を、公証人が証明します。一般に文書の認証とは、このことを指します。この認証は、日本語だけでなく外国語による文書についても可能です。

### (宣誓認証)

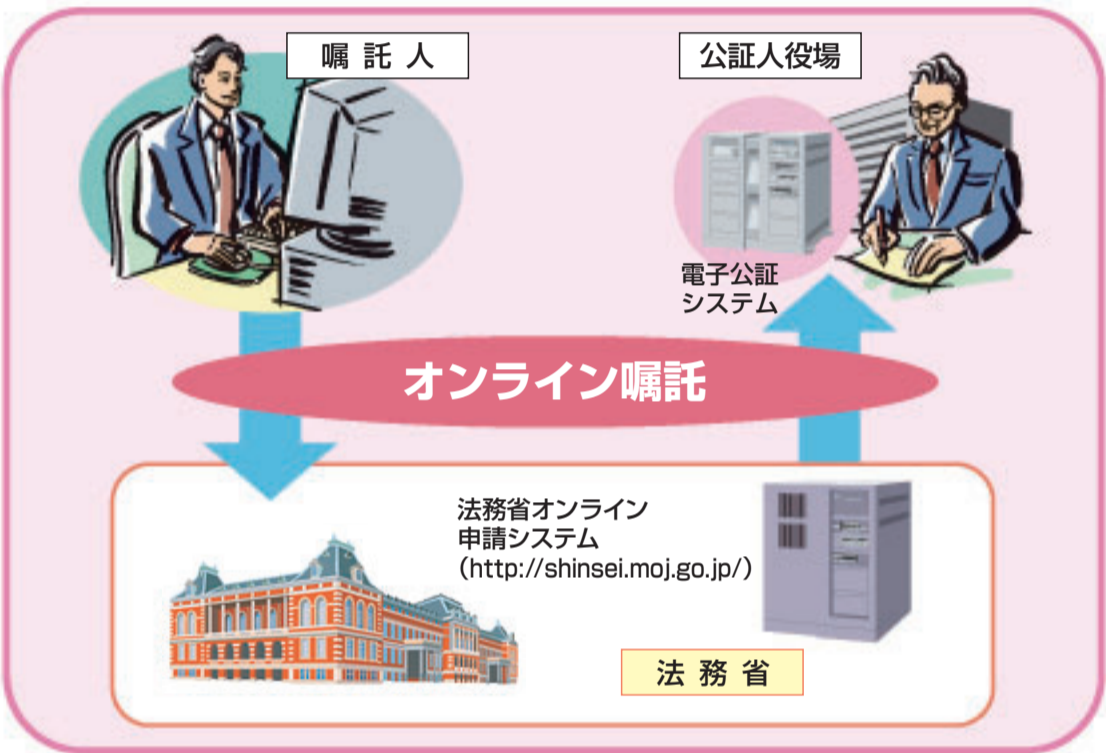
署名・押印の認証に加えて、私署証書の記載内容が真実、正確であると当事者が宣誓した事実を、公証人が認証するものです。事実と異なる宣誓には制裁が加えられることから、文書の内容の真正を証明する手段として利用されます。

### ③ 確定日付の付与

公証人役場に備え付けられている「確定日付印」が個人や会社などの署名又は記名押印のある文書に押されると、その文書が確定日付印の日付の日存在していたという事実の証拠となります。

## 電子公証制度ってなに?

電子公証制度は、文書についての認証や確定日付の付与の事務と同じように、公証人が電磁的記録(電子文書)についての認証や日付情報の付与を行う制度です。



① 電磁的記録の認証  
電磁的記録(電子文書)を作成した当事者が、法務大臣の指定を受けた公証人(指定公証人の面前で、電磁的記録に記録された情報に電子署名を行った事実や、電子署名が自分の意思に基づいて行われていると認められた事実を、公証人が証明します。

### ② 日付情報の付与

指定公証人の公証人役場において「確定日付印」に当たる日付情報を電磁的記録に記録され

## 電子公証制度のどこが新しくなったの?



電子公証制度を利用するためには、電子文書に電子署名を行ったことを確認するための電子証明書を取得する必要があります。た情報に付すると、その電磁的記録が日付情報の日付の日存在していたという事実の証拠となります。

ます。住民基本台帳の情報に基づいて発行される公的個人認証サービスにおける電子証明書であれば、地方公共団体が容易に取得可能ですから、電子公証制度においても、公的個人認証サービスの利用を可能にする必要がありました。そこで、指定公証人が公的個人認証サービスにおける電子証明書を取り扱う

ことができるように法令が整備され、セキュリティ上の理由等から、直接には公証人を監督する法務省(法務大臣)が電子証明書を発行する資格を有するものとされました。これにより、電子公証制度においても公的個人認証サービスにおける電子証明書を発行することが可能となりましたが、そのため、電子公

証システムを法務省が運営する法務省オンライン申請システム(<http://shinsei.moj.go.jp/>)と接続して、オンラインによる囑託を受ける態勢が整えられました。この改善は、4月1日から実施されています。

(電子公証関係のホームページ <http://www.moj.go.jp/MINJI/DENSHIKOSHO/index.html>)。



## 研究官補



あかし ふみこ  
明石史子さん  
法務総合研究所 研究部

### 研究官補の仕事内容

法務総合研究所研究部(研究部)では、刑事政策全般に関し総合的な調査・研究を行っています。この調査・研究は、研究部の研究官が中心になって行いますが、研究官補も研究官の補助としてこれに参加しています。

研究部では、調査や研究の結果を基に、毎年「犯罪白書」を発刊し、個別の研究テーマごとに「研究部報告」等を発表しています。「犯罪白書」では、その年の犯罪動向や犯罪者処遇の実情を報告するほか、特に社会の関心が高く、刑事政策上問題になっている事柄を紹介しています。また、「研究部報告」における個別研究のテーマは、例えば「再犯防止に関する総合的研究」や「児童虐待に関する研究」、無作為に選ばれた国民に対して犯罪被害に関する聞き取り調査を行い犯罪の実態を探ろうとする「犯

罪被害実態調査」など幅広く、研究対象は国内だけでなく海外の情勢や制度に及ぶこともあります。研究内容や方法については研究官・研究官補が集まって検討を重ねますが、その他にも研究官補の仕事として、研究に関する参考文献や資料を集めたり、犯罪白書に載せる図表をパソコンで作成したり、犯罪白書や研究部報告の原稿を見て表記に間違いがないかチェックしたりしています。

### 研究官補のやりがい

研究部の職員は、元々は検察庁の検事や事務官、あるいは刑務官や少年院の教官、少年鑑別所の心理技官、保護観察官等を本来の職務とした職員で構成されています。様々な分野の「専門家」と一緒に仕事ができることは非常に貴重な機会であり、教えてもらうことばかりです。また、英語の文献を読まなければならないときもあり、その度に辞書を片手に四苦八苦ししています。

### 国民のみなさんに 対するメッセージ

「犯罪白書」では、警察における各種犯罪の検挙人員や、検察庁における起訴・不起訴の状況、裁判所における科刑状況、刑務所や少年院における被収容者の状況、



# 犯罪や非行をした人たちの

# 就労支援に取り組んでいます。

**職の力**  
無職者の再犯率は、有職者と比べて**5倍以上!**

犯罪や非行をした人を排除するばかりでは、安心・安全な社会を実現することはできません。これらの人たちが社会に帰ってきたとき、その更生の決意を支え、立ち直れるよう援助し、健全な社会の一員とする必要があります。

## 就労を支援するための制度

平成18年度から、法務省は厚生労働省と連携して犯罪や非行をした人たちの就労支援に取り組んでいます。各地の刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘留所)・少年院、保護観察所とハローワークでは、次のようなことなどを実施しています。

### ① 雇用情勢に応じた職業訓練・職業補導の実施

釈放後の就労に役立つ種目を選定して、職業訓練・職業補導を実施します。

### ② 改善指導としての「就労支援指導」(刑事施設)、進路指導としての「就労支援指導」(少年院)

採用面接の受け方、履歴書の書き方、職場でのマナー等について指導します。

### ③ ハローワークと連携した施設在所・在院中からの支援

ハローワークと連携し、施設在所・在院中から、被收容者に対する職業講話、職業紹介等の支援を実施しています。

### 「社会における取組」

#### ① セミナー・事業所見学会

就職活動に臨むに当たり、各種書類の書き方、面接のポイント等を説明する就職セミナーや事業所・社員寮などの見学会を開催します。

#### ② 職場体験講習

実際に職場環境や業務を体験すること(5日間から1か月程度)により、就業への自信をつけます。

#### ③ トライアル雇用

試行期間(原則3か月間)を設け、実際に働く機会を設けた雇用主に奨励金を支給しています。トライアル雇用はその後の常用雇用のきっかけにもなります。

その他、就労時の身元保証人が確保できない人について必要と認められたときは、1年間身元保証をし、本人が雇用主に対して業務上の損害を与えた場合には、100万円を限度として見舞金が雇用主に支払われる、身元保証システムがあります。

### 「協力雇用主」を求めています。



協力雇用主とは、犯罪や非行をした人たちの、その事情を承知した上で雇用したり、事業所



見学会や職場体験講習に協力することにより、彼らの立ち直りに協力している民間の事業主の方々です。

現在法務省では協力雇用主になつてくださる事業主さんを求めています。

冒頭にも書きましたが、犯罪や非行をした人たちが就労の場を与える協力雇用主となることは、安心・安全な社会づくりのための社会貢献と言えます。

ご関心のある事業主の方は、各都道府県の保護観察所(連絡先)については法務省ホームページをご覧ください。までご連絡ください。

## お知らせ

### 《日本法令の外国語訳整備業務を法務省が担当します》

司法制度改革の課題の一つである日本法令の外国語訳整備に関する業務は、現在、内閣官房の司法制度改革推進室が行っていますが、関係省庁連絡会議の決定により、平成21年度からは、国民のみなさんがより使い易いものとするため、翻訳法令を整備し、標準対訳辞書(翻訳ルール及び標準的な法律用語の英訳や用例等)を充実させるなどの業務を、法務省(大臣官房司法法制部)が新たに担当することになりました。

法務省においては、各府省庁が整備した主要法令の外国語訳(当面は英訳)を国際社会に向け、広く一元的に発信するための業務を行うこととなります。具体的には、翻訳日本法令を公開するためのホームページの管理運営等を行うこととなります。詳細が決まりましたら、改めて本誌面等でお知らせいたします。

## れんが博士のQ&Aコーナー お答えします



今回の質問は?

### 「上陸審査時における外国人の個人識別情報の提供義務付け」について

Q 提供しなければならない個人識別情報とは具体的には何ですか?

A 現在のところ、顔の写真と両手人差し指の指紋を予定しています。

Q いつから実際に始まりますか?

A 現在準備中で、まだ開始日は決まっていますが、今年の11月23日までは開始することになっています。

Q 提供しなければならないのは誰ですか?

A 既に日本に滞在している外国人が再入国する場合も含め、特別永住者や16歳未満の人など一定の人を除き、日本に入国する外国人全員が対象となります。

Q どうやって個人識別情報を提供するのですか?

A スキャナーで指紋を読み取らせ、デジタルカメラによる顔写真の撮影を受けることによって提供します。

Q 個人識別情報を提供しなかった場合には、どうなるのですか?

A 提供することを免除されている人でないのに指紋等の情報を提供しない場合には、日本に入国することは認められません。

## 裁判員制度広報イベント報告

平成21年から裁判員制度が始まります。法務省では、広く国民のみなさんに裁判員制度の意義・内容を理解いただくため様々な広報啓発活動を行っております。

その1つとして、国民のみなさんと直接対話しながら、裁判員制度についての理解を深めてもらうことを目的とした法務省・検察庁主催の裁判員制度シンポジウム「Let's シンポジウム 裁判員制度を知ろう」を、昨年11月12日の千葉を皮切りに長野、高知、青森、静岡、富山、釧路、長崎、和歌山、鳥取の10か所で開催しました。

このシンポジウムでは、法曹関係者以外にも、各地域の有識者の方やタレントの高樹千佳子さんや佐藤江梨子さん、島崎和歌子さんなどにも参加していただき、聴衆のみなさんと一緒に「分かりやすく、かつ、楽しく」裁判員制度への理解を深められるシンポジウムを心掛けました。

どの会場にも多くの市民の方が足を運び、中には立ち見が出る開催地もあるほど大盛況で、合計で約3900人の方に参加いただいたことから、裁判員制度への関心の高さがうかがえました。

主なシンポジウムの流れは、まずクイズにより裁判員制度について学んでいただき、その後、裁判員制度について分かりやすく描いた広報ビデオ「裁判員制度—もしもあなたが選ばれたら—」を上映して参加されたみなさんがある程度理解した上で、「話そう! ディスカッション! みんなで裁判員!」と題したパネルディスカッションを行いました。

パネルディスカッションでは、各地域の有識者やタレントなどのパネリストからの様々な質問に対して法曹の代表者が解説者としてわかりやすく解説するなどの活発な意見交換が行われ、裁判員制度の意義・内容をより一層理解を深めていただけたと思います。

今後、法務省は、国民のみなさんに裁判員制度について知っていただくための様々な機会を設けます。是非、ご参加くださいますようお願いいたします。



●「Let's シンポジウム 裁判員制度を知ろう」の様子



# 平成19年 4月1日から

## 登記事項証明書等の 請求に必要な手数料が 引き下げられました。



この度、登記手数料令等が改正されたことに伴い、平成19年4月1日から、登記事項証明書等の請求にかかる登記手数料等の一部が、左の表のとおり引き下げられました。

### 1 不動産登記、商業・法人登記に関するもの

現在、政府においては、「IT新改革戦略」に基づいて、多くの種類の申請・届出等手続を電子的にできるようオンライン化を進めており、法務省の登記関係の手続についても、オンラインによる申請手続を国民のみならず、様々な取組や広報活動をしていく予定です。

平成19年4月1日から、不動産登記、商業・法人登記に関する

### 平成19年度における登記手数料の改定等について

#### I 改定される登記手数料

##### 1 不動産登記、商業・法人登記関係

(1) オンラインによる登記事項証明書の交付請求

1,000円 → 700円

(2) オンライン登記情報提供

① 全部事項 770円 → 480円

② 所有者事項 270円 → 170円

※①、②については、指定法人手数料(40円)を含んだ手数料額です。

(3) 本支店一括登記 900円 → 600円

##### 2 成年後見登記関係

(1) 窓口又は郵送での交付請求

① 登記事項の証明書 1,000円 → 800円

② 登記されていないことの証明書 500円 → 400円

(2) オンラインによる交付請求

① 登記事項の証明書

紙の証明書 750円 → 490円

電子的な証明書 700円 → 440円

② 登記されていないことの証明書

紙の証明書 450円 → 330円

電子的な証明書 400円 → 280円

#### II 新設される手数料

(1) オンラインによる地図等の証明書の送付請求 500円

(2) オンライン登記情報提供・地図等の情報提供 470円

※(1)については、地図等の証明書のオンライン請求対象登記所に限られます。

※(2)については、指定法人手数料(40円)を含んだ手数料額です。

る登記事項証明書等について、オンラインによって送付の請求等をした場合の登記手数料の額が引き下げられました。登記事項証明書等の手数料については、「必要な経費」を「利用見込件数」で除することにより1件当たりの額を計算してありますが、今回の見直しは、オンライン手続により登記所の業務処理が効率化することに加え、今後、オンラインによる登記事項証明書等の請求をもっと利用しやすくするための環境がなお一層整い、それにより利用件数が増えることを見込んで計算し直したもので

あり、例えば、オンラインにより登記事項証明書の送付を請求する場合は、手数料の額が窓口請求の場合の手数料の額(1000円)よりも安くなるというものです。  
(1) オンラインによる登記事項証明書の送付の請求 (1000円 → 700円)  
インターネットに接続できる自宅や会社等のパソコンから、法務省オンライン申請システム(<http://shinsei.moj.go.jp/>)にアクセスして、登記事項証明書の送付を請求する手続です。発行された登記事

項証明書については、郵送でお手元までお届けすることになります。手続の方法等については、法務省ホームページの「オンラインによる登記事項証明書の送付請求(不動産登記関係)」について(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji73.html>)をご覧ください。

#### (2) オンライン登記情報提供サービス

コンピュータで登記事務を処理している登記所の登記情報をインターネットを利用して、利用者が自宅や会社等のパソコンから、最新の情報を確認することができる手続です。利用する方法等については、法務省ホームページの「オンライン登記情報提供制度の概要」について(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji25.html>)をご覧ください。

① 全部事項(全部事項証明書と同等の内容を確認できます。) 770円 → 480円  
② 所有者事項(所有者の氏名及び住所のみを確認できます。) 270円 → 170円  
※ この額には、本サービスを運用している指定法人に対する手数料(1件につき40円)が含まれています。

① オンラインによる地図等の証明書の送付の請求 500円  
② オンラインによる登記情報提供サービスによる地図等の情報 470円  
※ この額には、本サービスを運用している指定法人に対する手数料(1件につき40円)が含まれています。

定めました。  
① オンラインによる地図等の証明書の送付の請求 500円  
② オンラインによる登記情報提供サービスによる地図等の情報 470円  
※ この額には、本サービスを運用している指定法人に対する手数料(1件につき40円)が含まれています。

#### 2 成年後見登記に関するもの

(登記事項の証明書・登記されていないことの証明書) 1000円 → 800円、登記されていないことの証明書 500円 → 400円(など)

この証明書は、成年後見人が成年被後見人本人に代わって財産の売買・介護サービス提供契約などを締結するときに利用されるほか、各種資格取得手続において、欠格事由がないことを証明する際などにも広く利用されています。  
このたび、事件数の増加等を踏まえ、見直しのための再計算が行われ、この手数料の額が引き下げられることとなりました。

### すぐさま情報!満載!

#### インフォメーション

## Information

#### ★子どもの人権110番がフリーダイヤル化されました。

全国の法務局・地方法務局では、「いじめ」問題をはじめとする子どもの人権問題について相談を受け付けるため、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置しています。この度、子どもたちが通話料などを気にせず、気軽に相談できるよう、「子どもの人権110番」を通話料無料のフリーダイヤルとしました。

電話番号は、**0120-007-110** です。

#### ★法的なお困りごとは法テラスへお電話を!

法的なトラブルでお困りのときには、日本司法支援センター(愛称:法テラス)へお電話ください。解決に役立つ情報を無料で提供いたします。

おなやみなし  
**☎0570-078374**

なくことないよ  
(犯罪被害者支援ダイヤル) **☎0570-079714**

平日9:00~21:00 土曜9:00~17:00

詳しくは法テラスホームページ

<http://www.houterasu.or.jp>

日本司法支援センター



#### ★6月1日は「人権擁護委員の日」です。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国的な啓発活動を展開しています。

本年も、6月1日を中心に全国各地で特設人権相談所を開設します。

詳しくは、お近くの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

#### ★「赤れんがまつり」の開催について

●平成19年6月3日(日)

●東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 法務省・検察庁(中央合同庁舎第6号館) 休日に法務省(赤れんが棟)内を一般開放し、法務省赤れんが棟の見学や法務史料の説明のほか、裁判員制度をはじめとした広報テーマを楽しみながら知ってもらうためのイベントを開催します。



●法務省赤れんが棟

#### ★不法就労外国人対策キャンペーン月間

●平成19年6月1日~6月30日

法務省入国管理局は、外国人の不法就労の防止に理解と協力を求めるため、「ルールを守って国際化」を合言葉に各種イベントや広報活動を行います。

#### ★第12回偽変造文書鑑識技術者セミナー

●平成19年2月20日(火)、21日(水)

●名古屋国際会議場

アジア等の国・地域、国際機関等の偽変造渡航文書の鑑識技術者が集まり、最近の偽変造渡航文書等に関する情報交換、意見交換を行いました。